

北海道栽培漁業推進協議会設置要綱

第1 目 的

本道の栽培漁業推進のため、沿岸漁場整備開発法（昭和49年法律第49号）第7条の2第1項に規定する「水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成に関する基本計画（以下「基本計画」という。）」、実施計画、その他栽培漁業の効率的な推進に関する各種事項について意見聴取等を行うため、北海道栽培漁業推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

第2 議 題

協議会の議題は、道が策定する基本計画及び実施計画に関する事項並びに栽培漁業の推進・定着に必要な種苗放流効果の実証や資源管理に関する事項等とする。

第3 構 成

- 1 協議会は、15名以内の委員で構成する。
- 2 委員は、次に掲げる者のうちから知事が委嘱する。
 - (1) 日本海北部（稚内市～積丹町）、日本海南部（神恵内村～函館市（椴法華支所））、えりも以西太平洋（函館市（南茅部支所）～えりも町）、えりも以東太平洋（広尾町～羅臼町）、オホーツク（斜里町～猿払村）の各海域の漁業協同組合の組合長（5名以内）
 - (2) 公益社団法人北海道栽培漁業振興公社の理事（1名以内）
 - (3) 学識経験者（4名以内）
 - (4) 栽培漁業を推進している市町村の長（5名以内）
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、委嘱の日から翌年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 4 委員の辞任に伴い新たに委嘱された委員の任期は、前項の規定にかかわらず前任者の残任期間とする。
- 5 栽培漁業の技術開発に関する事項を検討するため、本協議会の専門部会として「北海道栽培漁業技術開発推進協議会（以下「技術開発協議会」という。）」を置く。この技術開発協議会の規約等は別に定める。

第4 運 営

- 1 協議会は必要に応じて水産林務部長が召集し、主催する。
- 2 協議会に座長を置き、水産林務部水産基盤整備担当局長がこれを行う。
- 3 座長は、不在の場合などの都度、これを代行する者を指名することができる。
- 4 水産林務部長が特に必要があると認めるときは、委員以外の者に協議会の出席を求め、その意見を聴くことができる。

第5 庶 務

協議会の庶務は、北海道水産林務部水産局水産振興課において処理する。

第6 報 酬

協議会の開催の都度、委員に支給する報酬の額は、他の協議会等の委員に支給される額との均衡を考慮して別に定める。

第7 雑 則

この要綱に定めるものの他、協議会に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、昭和59年1月9日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和63年10月17日から施行する。

附 則

この要綱は、平成3年3月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成9年8月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年6月10日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月5日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年12月24日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行する。

附 則

この要綱は、平成17年5月25日から施行する。

附 則

この要綱は、平成18年9月22日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月21日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月17日から施行する。

2 協議会は、平成27年3月31日を経過したとき又はその後2年を経過するごとに、道が策定する基本計画及び実施計画に関する事項等を勘案し、常設の必要性や効率的な開催方法の見直し等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年1月11日から施行する。